

平成22年度 長野市地域包括支援センター運営協議会 報告書

日 時	平成23年1月25日(火) 午後1時30分～3時00分
会 場	長野市役所第一庁舎8階 第二委員会室
出席者	委員15人(欠席 園原委員 宮下委員) 事務局11人
次 第	<p>司会：小山会長・介護保険課矢島課長補佐</p> <p>1 開 会 介護保険課 矢島課長補佐</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 平成23年度長野市地域包括支援センター設置運営方針(案)について 介護保険課 矢島課長補佐 説明 (別添「資料1参照」)</p> <p>(2) 介護予防支援の指定居宅介護支援事業所への委託について 中部地域包括支援センター 上林係長 説明(別添「資料2」参照)</p> <p>(3) はつらつアップ高齢者(二次予防事業対象者)への対応について 介護保険課 富岡主査 説明 (別添「資料3」参照)</p> <p>3 閉 会 介護保険課 矢島課長補佐</p>
質 疑 応 答 要 旨	
	平成23年度長野市地域包括支援センター設置運営方針について
委 員	「地域包括支援センター」という名称についてだが、この名称では市民には何をやっているところなのかわからない。そういった質問もよく受ける。例えば「介護包括支援センター」のように具体的に何をやっているのかわかるようにした方がよいのではないか。
委 員	地域包括支援センターには介護だけでなく幅広い役割があると思うが、それについても教えてほしい。
事 務 局	「地域包括支援センター」の名称は介護保険法に規定されているもの。センターの管轄区域内を、介護だけでなく様々な事例も含めて全般的に包括していくという意味があると解釈している。
委 員	名称を変更してはいけないのか。確かに市民にはわかりにくい。異なる名称を使っているところはないのか。
委 員	他県では別の名称を使っているところがある。
事 務 局	国では周知を図るためなるべく「地域包括支援センター」という名称を使うように勧めてきたが、別の名称を使っているところもある。
委 員	市民にもわかりやすい名称を検討することも必要なのでは。
事 務 局	地域包括支援センターができた当時は、障害者自立支援法と介護保険法を将来的に同じ

	<p>法律にする方向だったため、「包括」という言葉を使ったと思われるが、市民にわかりにくいという意見が多いということであれば変更を検討する。</p>
委員	<p>国が地域包括支援センターに求めているものは地域全体の生活支援である。わかりやすいことも大事だが、(名称に「介護」や「高齢者」を入れることで)センターの役割を特定の事柄に限定してしまうのは危険ではないか。</p>
委員	<p>生活が困窮しているとか障害があるとか、相談先がはっきりしている場合はよいのだが、日常生活上の困りごと、生活環境に関する悩みごとなどはどこに相談すればよいのかわからない。地域包括支援センターに相談できるのか。</p>
委員	<p>地域包括支援センターでは高齢者以外の相談も受けているのか。</p>
委員	<p>介護の対象は高齢者だけでなく、障害者や子どもも含まれる。そういう意味からすると地域包括支援センターは高齢者だけでなく全ての介護を必要としている人を対象にしなければいけない。資料1の運営方針(案)の冒頭に「高齢者が」とあるが、長野市の地域包括支援センターが高齢者を対象にするということであれば、それを名称からもわかるようにしたほうがよいのではないか。</p>
委員	<p>地域包括支援センターは幅広い役割を求められているが、市では設置しているセンターがそれぞれどの程度役割を果たしているのか評価・検証しているのか。</p>
事務局	<p>毎年度実績報告により相談件数については把握しており、ある程度評価もしている。ただ、個々の内容については全てを把握することはできない。地区ごとに抱える課題も異なる。市としては、センターが率先して地区の課題を把握し、特色ある取組みをしていただきたいと考えている。</p>
委員	<p>一生懸命取り組んでいるセンターとそうでないセンターがある。住む場所によって担当するセンターは決まっていて変更することはできないのか。利用者がセンターの対応に不満があるときに訴えたり、苦情のあったセンターを指導するようなシステムはあるのか。</p>
事務局	<p>地域包括支援センターは市が設置運営するものだが、正直委託先の地域包括支援センターに丸投げしていた部分もある。これについては専門職の会議等で課題を出し合い改善の方向にある。利用者からの苦情については介護保険課につないでいただきたい。また、委託元として、苦情のあったセンターに対して指導し改善を求める。</p>
委員	<p>直営と委託で地域包括支援センターの業務内容に違いはあるのか。すべてのセンターが同じレベルになるよう検証等しているのか。</p>
事務局	<p>本来直営と委託で業務内容に違いはない。ただ、長野市では直営を基幹型と考えており、通常の地域包括支援センター業務の他に、委託センターを支援していく機能を持たせてい</p>

	<p>る。直営と委託で信頼に差があってはいけないので、平準化していかななくてはならないと考えている。</p>
委員	<p>資料1の設置運営方針は公開されるものか。</p>
事務局	<p>公開されるものである。</p>
委員	<p>地域包括支援センターが、高齢者だけでなく包括的に地域全体をみるというのであれば、設置運営方針にもそのことをはっきり書くべきでは。</p>
事務局	<p>長野市の地域包括支援センターは、基本的に高齢者の相談窓口としている。</p>
委員	<p>それならば「高齢者介護支援センター」というような名称にして、何を相談するところなのかわかるようにするべき。</p>
委員	<p>一つの家族が様々な問題を抱えている場合がある。地域包括支援センターは、そういったケースをワンストップで支援しようということで立ち上がった。国ではこの考えを一層強めている。先ほど別の名称を使っているところがあるということだったが、どんな名称が教えてほしい。</p>
委員	<p>具体的な名称はわからない。</p>
委員	<p>地域包括支援センターの定義が問題になっているので、事務局から説明してもらいたい。</p>
委員	<p>資料を読む限り、地域の高齢者を包括的に支援するということなのか。</p>
事務局	<p>介護保険の対象はまず第一に65歳以上の高齢者、その次に40歳から64歳までの2号被保険者である。2号被保険者を対象としているので名称に「高齢者」が付かないのではないか。</p>
委員	<p>少し乱暴な言い方だが、地域包括支援センターの対象者は65歳以上の高齢者だと決めてしまえば良いのでは。地域包括支援センターであれもこれもとなると混乱する。</p>
委員	<p>実際の相談や地域包括支援センターに求められるものが、設立した当初とは違ってきている。もっと幅広く支援してほしいという市民の要望もあり、国の方針も地域を包括的に支援するという方向に転換してきているが、急にこの場の議論だけで市の方針や名称を変更することはできない。地域包括支援センターというものが変わりつつあるということは統一の認識として持ちつつ、23年度の設置運営方針（案）そのものを協議いただきたい。</p>
委員	<p>いままでと大きく変わってくるのが3ページにある権利擁護と5ページの成年後見制</p>

	<p>度の利用支援ではないか。制度の利用支援について、社会福祉協議会に設置される成年後見支援センターと地域包括支援センターの両方が窓口になるかと思うが、その連携やすみわけはどうなるのか。ケアマネジャーとしては、どちらに話を持っていくのか迷うことになるのではないかと心配している。</p>
委員	<p>社会福祉協議会に設置される成年後見支援センターについて説明してほしい。</p>
事務局	<p>成年後見制度の利用支援をどのように行っていくか、平成21年度から市と社会福祉協議会、医療関係者等から編成する委員会で検討してきた。その結果、相談から家庭裁判所への申し立て等をまとめて行う窓口が必要であるということになり、今年度は社会福祉協議会に職員1名を置き対応してきた。相談件数が増えていることもあり、23年度からは人員体制を強化して成年後見支援センターを立ち上げる。窓口のすみわけについては、費用負担が可能で、本人もしくは親族が申し立てもできるケースについては地域包括支援センターで担当し、費用負担や申し立てが困難なケースについては成年後見支援センターでということ考えている。</p>
委員	<p>成年後見支援センターの人員体制はどうなるのか。</p>
事務局	<p>社会福祉士2名と事務職員1名の体制になる。</p>
委員	<p>今回示された設置運営方針は長野市全体としてのものであるが、今後地域包括支援センターがそれぞれ地域の実情に合った事業計画を作成するということです。次回の運営協議会では各センターの具体的な計画が示される予定ですので、今度はその計画を見て委員の皆さんから意見をいただき議論したい。</p> <p>(事務局案どおり承認)</p>
	<p>介護予防支援の指定居宅介護支援事業所への委託について</p> <p>(質問なし)</p> <p>(事務局案どおり承認)</p>
委員	<p>はつらつアップ高齢者(二次予防事業対象者)への対応について</p> <p>介護予防の活動が要介護への移行を防ぐ効果ありということがデータからわかるが、個々の事例では、こういった活動をしていても要介護になってしまった例もあると思う。もう少し細かく個々の事例を検討した結果も示していただきたい。</p>
事務局	<p>データの収集については、実際に運動塾を担当している専門職の方に協力いただいているが、細かいデータとなると難しい。さらに協力いただきながら個々の事例についてもデータを収集したい。</p>

委員	介護予防事業は週2回で3ヶ月参加するのか。
事務局	生活らくかる運動塾については週2回で3ヶ月、口腔は訪問指導になるが、こちらも期間は3ヶ月になる。
委員	私の施設でも運動塾を開いているが、もっと期間を延ばせないのか。続けなければ意味がないのではないか。
事務局	確かに介護予防は継続しないと意味がない。(しかし運動塾に生涯参加してもうことは無理なので)市の介護予防事業では、参加いただく3ヶ月の間にその後も継続してもらえようような内容を指導している。
委員	近所の方が口腔の訪問指導を受けた。期間が終わったあとも指導されたことを継続したところ状態が非常に良くなったと聞いている。終了後も自分で継続していけるように差し向けていくことがとても大事なのではないか。
委員	期間が終わったあと自主的な勉強会が始まったというような話も聞いているので、市でもそうした動きを把握して介護予防事業のPRにつなげてほしい。
委員	資料の実施後の数値は、3ヶ月が終わった直後のものか。
事務局	そうです。
委員	直後だけでなく自主的に継続している人とそうでない人の数値がわかれば、事業の評価や見直しにも役立つのではないか。
事務局	参加者全員を評価するのはとても難しいが、ある程度はできると思う。
委員	介護予防事業の効果についてはこれまでも、焼け石に水ではないか、もっと効果的な方法はないのか、他の市ではどんなことをやっているのかなどいろいろな意見が出てきたが、協議会が終わってしまうとそれきりになる。市にも調査などしていただいて、次回の協議会には、ぜひ介護予防事業の効果について報告いただきたい。
	(事務局案どおり承認)
委員	先ほどの地域包括支援センター以外の名称についてだが、東京の世田谷区が「あんしんすこやかセンター」という名称を使っている。
委員	委託先の確保が困難ということで、地域包括支援センターの増設が先送りされた。現在の設置方針(在宅介護支援センターからの格上げ)について次期計画の策定に合わせ検討

	するとしているが、委員の皆さんの意見も事務局に伝えてほしい。また、事務局はその意見を踏まえて検討してほしい。
--	--